

太陽光発電システムを設置される皆さんへ

大洲市都市整備課

大洲市では、新たに「太陽光発電システム」を設置される皆様向けに補助制度を創設し、これを推奨することとしておりますが、平成21年7月から施行している大洲市景観条例により景観計画区域に指定されている地域の一部につきましては、太陽光発電システムの設置につきましても届出を行っていただくことになっております。届出に基づき、システムの設置場所やその規模などについて審査を行い、支障なしと判断された場合に設置可能となりますので、その点お気を付けてください。

具体的な届出の時期に関しましては、設置工事を行なう30日以上前までに行なっていただくこととなっております。手続きの流れとしては、国の補助金を申請する前に当課宛設置に係る事前協議を行っていただく方向で調整いただければと思います。

なお、届出が義務付けられている区域は、以下の図に示した範囲です。詳しくは、「都市計画・景観」の項をご覧くださいか、下記担当までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

大洲市役所・建設部・都市整備課・景観担当

電話：0893-24-1719（直通）

